

高介発第 001065 号  
平成 26 年 12 月 15 日

高齢者支援センターささえりあ 御中  
居宅介護（介護予防）支援事業所 御中  
住宅改修事業者 御中  
特定福祉用具販売事業者 御中

熊本市高齢介護福祉課長 菊地 徹  
( 公 印 省 略 )

### 住宅改修費・福祉用具購入費の申請受付の留意点について

日頃から、本市の介護保険行政の推進にご協力いただきありがとうございます。

さて、住宅改修費・福祉用具購入費の申請受付について、ご留意いただきたい点は次のとおりです。

#### 記

##### 1. 福祉用具購入について

- (1) 選定した福祉用具購入品目が、利用者の身体状況等にとって適正でないと本市が判断した場合は、介護給付の対象としないので留意すること。
- (2) ケアマネジャーや福祉用具専門相談員等が、利用者にとって適正かどうかの判断がつかない福祉用具品目については、事前に区役所福祉課に相談すること。
- (3) 福祉用具専門相談員は専門職の立場で、利用者の身体状況等にあつた福祉用具の選定のため、利用者やその家族、担当ケアマネジャーに対し、適切な助言や情報提供を行うこと。

##### 2. 福祉用具の特注品の介護給付について

- (1) 「身体状況から既製品で対応できない。」「洗い場が特殊な形状で設置が難しい。」等々の理由によって福祉用具を特注するときは、必ず「事前申請」をすること。
- (2) 平成 27 年 2 月申請分以後は、福祉用具の購入日にかかわらず、事前申請がない場合は介護給付の対象としない。
- (3) 事前申請は同品目の再購入の場合と同じ手順で行うこと。

##### 3. 申請書類等の代表者の肩書きについて

- (1) 年度当初に受理した受領委任払い誓約書の代表者の肩書き（代表取締役等）と、申請書・請求書の代表者の肩書きは統一すること。

(2) 平成27年2月の事前申請から、代表者の肩書きに相違があった場合は、受付を行わない。

#### 4. 住宅改修・福祉用具販売事業所の名称等の変更について

- (1) 事業所の名称・所在地・代表者の氏名等について変更が生じた場合は、速やかに変更内容を記載した書類を提出すること。
- (2) 特定福祉用具販売事業所は、高齢介護福祉課指導班に提出する変更届出書とは別途、同変更届出書（コピー可）を区役所福祉課へ提出すること。
- (3) 特定福祉用具販売事業所と併設している住宅改修事業所についても同変更届出書を提出すること。
- (4) 住宅改修のみを行っている事業所は、変更内容の分かる書類を提出すること。  
（書式は問わない。）

#### 5. 住宅改修費・福祉用具購入日の年末年始の受付について

- (1) 住宅改修着工承認等の連絡を平成26年12月中に必要な場合、書類の提出期限を以下のとおりとする。
  - ア. 担当区役所への提出は、平成26年12月22日まで
  - イ. 担当以外の区役所への提出は、平成26年12月19日まで
- (2) 上記の期限を過ぎて書類を提出したときは、平成27年1月以降の着工承認の連絡となるので留意すること。
- (3) 請求書についても同様に、上記期日までの提出分が1月末に支払となる。
- (4) 住宅改修費の審査には実働10日程度を要するため、年末に申請した場合は、年末年始の閉庁日の関係で結果連絡が遅くなるので留意すること。
- (5) 平成27年1月5日（月）は窓口の混雑が予想されるので留意すること。

**【お問い合わせ先】**

担当 高齢介護福祉課 美野田・工藤  
電話 096-328-2347